

## 荏四「鳳和會」会則

### 第一章 総則

(名称)

第一条 本会は、荏四「鳳和會」と称する。

(組織)

第二条 本会は、荏原四丁目町会在住者及び賛同者を主体として組織する。

(目的)

第三条 本会は、荏原四丁目町会の神輿の通行、会員相互の親睦を図るとともに、町内の青少年の育成、町内行事への参加を通して地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 荏原四丁目町会の神輿の保管、管理。
- (2) 三谷八幡神社の祭礼に及び、行事等で要請があった時の神輿の通行。
- (3) 両社祭における神輿連合渡御への参加。
- (4) 町内の青少年育成事業への参加。
- (5) 町内各種行事への参加。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な行事。

(事務所の所在地)

第五条 本会の事務所を荏原四丁目町会に置く。

### 第二章 会員の構成

(会員)

第六条 本会は、会員並びに賛助会員をもって構成する。

- 2 会員並びに賛助会員は別に定める規則に規定された会費を納入しなければならない。

(会員の行為の制限)

第七条 会員は、会則に違反し、非建設的な言動により会の団結をみだし、会の発展を阻害、又は会の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

- 2 会員は、私利、私欲のため会を利用し、又は対外的に会の名称及び会員たるの名称を悪用してはならない。

(資格の喪失)

第八条 前条に違反する行為のあった会員は、執行部会の決議により除名することができる。

### 第三章 総会

(総会)

第九条 本会に総会を置く。

- 2 総会は、本会の最高議決機関として、会長がこれを召集する。

(議決の方法)

第十条 総会の議決は、出席者の過半数を以て決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第四章 役員及び執行部会

( 役員の定数 )

第 十 一 条 本会に次の通り役員を置く。

- ( 1 ) 名誉会長 1 名。
- ( 2 ) 会 長 1 名。
- ( 3 ) 副 会 長 若干名。
- ( 4 ) 会 計 若干名。
- ( 5 ) 監 事 若干名。
- ( 6 ) 幹 事 各部三名 ~ 四名。
- ( 7 ) 必要により相談役、顧問を置く事が出来る。
- ( 8 ) 幹事のうち 1 名を事務局長とする。

( 役員の選任 )

第 十 二 条 名誉会長は、町会長とする。

- 2 会長及び副会長は、執行部会の推薦により総会でこれを選出する。
- 3 幹事は、各部よりの推薦により会長がこれを任命する。
- 4 監事は、執行部会の推薦により選出する。
- 5 相談役、顧問は執行部会の推薦により会長が委嘱する。

( 役員の任務 )

第 十 三 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代理する。
- 3 役員は執行部会を組織し本会の業務を執行する。
- 4 事務局長は会の事務を統括する。
- 5 会計は本会の会計一切を行う。
- 6 監事は本会の資産及び会計を監査する。

( 役員の任期 )

第 十 四 条 役員の任期は 3 年とする。また再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。  
但し、本会の業務に支障をきたさないときは補充を行わない。

( 役員の報酬 )

第 十 五 条 役員の報酬は無給とする。

( 役員の旅費 )

第 十 六 条 役員が会務のため出張するときは別に定める旅費規定に基づき、旅費を支給することが出来る。

( 執行部会の招集 )

第 十 七 条 執行部会は、隔月 1 回開催する。但し、必要がある場合は臨時に開催することができる。

( 執行部会の決議事項 )

第 十 八 条 執行部会の決議事項は次の通りとする。

- ( 1 ) 総会に付すべき重要な事項。
- ( 2 ) 重要な財産の取得並びに決算の認定。
- ( 3 ) 予算及び事業計画の決議並びに決算の認定。
- ( 4 ) 繰越剰余金の処分並びに繰越不足金の補填。
- ( 5 ) 翌年に亘る債務負担行為。
- ( 6 ) 会員からの提出議題。

( 7 ) その他本会運営上重要な事項。

## 第 五 章 財 務 及 び 監 査

( 会 の 経 費 )

第 十 九 条 本会経費は、会費及び寄付金並びに事業益金をもってあてる。

( 事 業 計 画 及 び 予 算 )

第 二 十 条 事務局長は、次年度の事業計画並びに収支予算を執行部に提出しなければならない。

2 事務局長は、決算書に会計監事の意見書を付して執行部に提出し認定を受けなければならない。

( 会 計 年 度 )

第 二 十 一 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

( 資 金 の 運 用 )

第 二 十 二 条 会計は、常に資金の効率的な運用に留意し、現金は銀行もしくは、郵便預金等による確実な方法にてこれを管理する。

( 債 権 の 放 棄 等 の 制 限 )

第 二 十 三 条 未収金等の欠損処分その他の債権の放棄等については執行部会の承認を受けなければならない。

( 会 計 監 査 )

第 二 十 四 条 会計監査は年1回以上行うものとする。

2 会長が必要と認めた時、又は会員から請求があった時は臨時に監査を行うことができる。

3 会員が監査を請求する時は、監査の理由と監査すべき事項を指定した書類を監事に提出しなければならない。

4 監事は会計より決算書の提出があった後、速やかに監査を行わなければならない。この場合2名以上の監事の立会いがなければ、監査を行う事ができない。

( 監 査 の 報 告 )

第 二 十 五 条 決算の監査を実施した場合は、意見書を執行部会に提出するとともに、全会員に報告しなければならない。

2 又監査の必要がないと認めた場合はその理由を全会員に報告するものとする。

( 付 則 ) この会則は、平成 4 年 5 月 1 日から実施する。

平成 1 6 年 4 月 1 日 一部改正